

住所不明組合員のみなし脱退手続きに関する公示

定款第 10 条第 2 項にもとづき、2 年間以上住所確認ができなかった組合員について、2021 年 3 月末をもってみなし脱退手続きを行います。

対象となる方は、残高通知書が 2 年続けて「宛名不明」として返送され連絡がとれない組合員であり、2 年間増資、減資または住所変更の手続きが行われず、かつ事業利用が確認できない場合です。

該当すると思われる方は、広報組織部（029-221-3406）までお問合せください。

【公示期間】

2021 年 2 月 1 日から 2 月 28 日